

# ドイツ倫理審議会法—生命倫理に関する政策助言機関の再編

齋藤 純子

## 【目次】

I 背景と経緯—議会と行政府の綱引き

II 立法過程—新しい審議機関の構想

III ドイツ倫理審議会法の内容

IV 倫理顧問会議の設置

V 展望

翻訳：2007年7月16日のドイツ倫理審議会を設置するための法律（倫理審議会法）

## I 背景と経緯—議会と行政府の綱引き

バイオテクノロジー、ゲノム研究、再生医療、脳科学など、生命科学の様々な分野における研究の進展と技術の発展は、人間のこれまでの生活を大きく変え、社会の倫理を揺るがす可能性がある。生命科学の発展に伴い、そのことが人間と社会に及ぼす影響を正しく評価し、適切な政策決定を導き出すために、様々な分野・立場の専門家が集まって議論する政策決定補佐機関の設置が求められるようになってきた。

### <連邦議会の特別調査委員会>

ドイツでは、第14議会期（1998—2002年）の連邦議会に、2000年3月24日の主要4会派提出の動議の採択に基づき、<sup>(注1)</sup>「現代医療の法と倫理」特別調査委員会（Enquete-Kommission）が設置された。

特別調査委員会は、「広範囲にわたる及び重要な専門的問題群に関する決定の準備のために」連邦議会が設置できるもので、議員総数の4分の1以上の要求があれば必ず設置しなければならない。特別調査委員会は、議会期ごとに設置され、議会期末までに連邦議会の討議に付すこ

とができるように報告書を提出することを義務付けられる。委員は各会派の指名に基づき任命されることとなっており、各会派は所属議員を1名以上送ることができる。<sup>(注2)</sup>つまり、議会に設置される審議機関として、議員がその審議にメンバーとして参加することが前提とされているのである。それと同時に、議員以外の専門家もメンバーとして加わるのが特別調査委員会独特のあり方である。

「現代医療の法と倫理」特別調査委員会の場合、連邦議会議員と様々な専門の学者が26名の委員の半数ずつを占めた。この委員会は、検討の急がれた「バイオテクノロジーにおける知的所有権保護」及び「幹細胞研究」についての中間報告書を、それぞれ2001年1月及び11月に提出したあと、2002年5月14日に最終報告書を提出した。<sup>(注3)</sup>この最終報告書は、「着床前診断」と「遺伝子情報」という2つの個別テーマを扱っているが、その前に「人間の尊厳」から説き起こす格調の高いものとなっている。委員会は、同年9月、第14議会期の任期満了をもって解散した。<sup>(注4)</sup>

次の第15議会期（2002—2005年）の連邦議会にも、2003年2月20日の3会派提出の動議の採択に基づき、2003年5月5日、「現代医療の倫理と法」特別調査委員会が設置された。<sup>(注5)</sup>なお、委員会の名称の「法」と「倫理」の順序が入れ替わっているのは、指示を受けた事務局の聞き違いによるものと言われ、特に深い意味は認められないようである。<sup>(注6)</sup>委員会は、前議会期と同様に、議員13名と専門家13名で構成された。議員の委員のうち4名、専門家の委員のうち6名が前議会期の委員会の委員を務めており、特別調査委員会は議会期ごとに設置されるものだが、<sup>(注7)</sup>

実際には継続性が認められる。

この委員会は、「終末期の患者の自己決定(リビング・ウィル)」「生体からの臓器提供」「緩和医療及びホスピス活動によるドイツの重病・末期患者に対するサービスの改善」の3つの中間報告を提出した。しかし、連邦議会の総選挙が2005年9月に前倒しで行われることとなったため、委員会は最終報告書をまとめることができず、2005年9月7日、審議を終えられなかった分野(「(医療サービス資源の)配分」「生命科学・医療の研究における倫理」「最期まで人間らしく生きる」「移植医療」)の審議状況についての報告書を提出して、その活動を終了した。<sup>(注8)</sup>

#### ＜国家倫理審議会＞

ところで、連邦議会の特別調査委員会は、生命科学の研究に対し一貫して慎重な態度を示していた。それはドイツ社会全体の傾向の反映でもある。例えば、ドイツでは1991年施行の「胚保護法」<sup>(注9)</sup>によって、ヒト胚の研究利用は厳しく制限されている。

しかし、2001年、当時のシュレーダー連邦首相(社会民主党)は、胚性幹細胞を用いた研究の推進を意図した。これにお墨付きを得るために、連邦議会の特別調査委員会とは別に、首相の任命する専門家のみで構成される「国家倫理審議会(Nationaler Ethikrat)」を首相府に設置することを、2001年5月2日の連邦政府の命令(Erlaß)<sup>(注10)</sup>によって決定した。こうして、2001年以降現在まで、議会と首相府に、同種の審議機関が並び立つという異常な事態が続くこととなったのである。

国家倫理審議会の任務と組織については、この設置令及び審議会の定める議事規則<sup>(注11)</sup>によって詳細に定められた。

これらの規定によれば、審議会の概要は、以下のとおりである。

・生命科学における倫理的諸問題に関する議論

の国民的フォーラムとして設置される。

・学際的な議論のために各分野の専門家25名以内で構成される。

・市民に対して情報及び議論を提供する。

・生命科学の分野の発展の倫理的諸問題について意見を表明する。

・連邦政府又は連邦議会の委託を受けて意見書を作成する。

・政治的・立法的行動のための勧告を行う。

・委員は4年の任期で首相が任命する。

・全体会議は意見・勧告の準備・審議に資する範囲で公開とする。作業部会は非公開とする。

審議会は、2001年6月8日の初会合のあと、原則として毎月1回会議を開き、「ヒト胚性幹細胞の輸入についての意見」(2001年12月20日発表)を最初として多数の意見・勧告をまとめたほか、一般公衆向けの催し(生命倫理フォーラム、年次大会、公聴会など)<sup>(注12)</sup>も積極的に行った。2005年には第2期の委員の任命が行われたが、委員の大部分を占める研究者は全員が再任されている。<sup>(注13)</sup>

しかしながら、この審議会に対しては、法律に基づかないで設置され、委員の任命にも議会が全く関与しないことから、その民主主義的正統性や審議の独立性を疑問視する声が絶えなかった。特にシュレーダー首相の肝煎りで創設されただけに、当時、野党であったキリスト教民主同盟・社会同盟は、最も厳しい批判者であり続け、2005年の連邦議会選挙の前には、政権に就いた暁にはこの審議회를廃止すると言明していた。<sup>(注14)</sup>

このたびのドイツ倫理審議会法に基づくドイツ倫理審議会の設置は、このような不規則な状態に終止符を打つものである。

## II 立法過程—新しい審議機関の構想

第16議会期(2005年10月—)の連邦議会では、

議会審議の本格化した2006年初めから超党派の議員が集まり、生命倫理の諸問題を扱う審議機関を設置するための動議の提出を模索していた。

ところが、2006年2月10日、アネッテ・シャヴァン（Annette Schavan）連邦教育研究相（キリスト教民主同盟）が国家倫理審議会に法律上の根拠を与える構想を打ち出した。連邦教育研究相は、議会との結び付きを強めるため連邦議会に定期的に報告を行わせることなども考えられるとしながらも、基本的には専門家だけで構成される現在の形式を維持し、議員が委員となることは認めない考えであった。<sup>(注15)</sup>そのため、社会民主党、90年同盟・緑の党、左翼党を中心に議員は強く反発した。こうして、廃止されるはずであった国家倫理審議会が息を吹き返し、議会の審議機関の支持者は俄かに守勢に立たされることになったのである。<sup>(注16)</sup>

しかし、結局、超党派の合意が成立しないまま、2006年7月12日、連邦政府は、連邦教育研究相が提出した「ドイツ倫理審議会」を設置するための法案を閣議決定し、夏休み後の10月4日に連邦議会に提出した。<sup>(注17)</sup>議会内の組織に関わる決定は、超党派の動議によって行われるのが通例であり、議会内の合意を待たないこのようなやり方は議員からも異例のことと受け止められた。<sup>(注18)</sup><sup>(注19)</sup>

2006年11月9日、法案の第1読会が行われ、同法案は教育・研究・技術影響評価委員会（主管）ほかの委員会に付託された。この第1読会に向けて、野党の90年同盟・緑の党及び左翼党は、それぞれ、「ドイツ連邦議会倫理委員会（Ethik-Komitee des Deutschen Bundes-<sup>(注20)</sup>tages）」の設置を決議することを求める動議を提出した。2つの動議は、全く同一の内容で、実は、前述の超党派の議員グループの検討結果に基づくものである。この倫理委員会は、連邦議会議員と議員以外の専門家によって構成され

る点では特別調査委員会と同じであるが、特別調査委員会と異なり、連邦議会議事規則に基づく常設の機関とされている。これは、これまで2議会期にわたり設置された生命倫理に関する特別調査委員会の仕事を評価しつつも、議会期ごとに設置される特別調査委員会は長期的な審議を行うには適さないとの判断による。

また、同じく野党の自由民主党は、「生命・医療倫理のための議会顧問会議（Parlamentarischer Beirat für Bio- und Medizinethik）」を設置する動議<sup>(注21)</sup>を提出した。この顧問会議は、正委員及び代理委員各20名の連邦議会議員で構成される。連邦議会の組織としても、生命倫理をめぐる議論や立法計画を扱う委員会を置くことが必要であるという考えに基づく提案である。

法案の第1読会では、与党議員を含め少なからぬ議員から疑念や批判が表明され、このままでは法案の成立は困難と見られた。その後、2006年12月に、ノルベルト・ランメルト（Norbert Lammert）連邦議会議長の呼びかけにより全会派の代表が集まり、法案の修正について合意した。<sup>(注22)</sup>さらに、2007年3月25日には、連邦教育研究相と連立与党のキリスト教民主同盟・社会同盟及び社会民主党の政策担当者の三者の間で、議会内に「議会倫理顧問会議（Parlamentarischer Ethikbeirat）」を設置するという条件で法案を成立させるという妥協が成立した。<sup>(注23)</sup>

これを受けて、4月25日、主管委員会の法案及び動議に関する議決勧告・報告書<sup>(注24)</sup>が提出された。議決勧告・報告書は、政府提出法案を修正して可決すること、90年同盟・緑の党及び左翼党の動議を否決すること、自由民主党の動議も否決することを勧告した。委員会の修正提案は、①審議会の任務を狭く限定しないこと、②審議は原則公開とすること、③事務局は連邦議会議長によって設置されることの3点である。

翌4月26日の連邦議会において、法案の第2読会及び第3読会、3つの動議についての教



育・研究・技術影響評価委員会の議決勧告・報告書の審査、それに加えて、初めて提出された与党派提出の「倫理顧問会議」設置を求める<sup>(注25)</sup>動議の審査が一括して行われた。

本会議の討論では、第15議会期の「現代医療の倫理と法」特別調査委員会の委員長を務めたレネ・レシュペル（Rene Röspel）議員（社会民主党）が、「ドイツ連邦議会倫理委員会」の構想になお共感を表明した。特別調査委員会での経験から、レシュペル議員は、議員自身が審議に加わり専門家と議員の間で対話が行われることによって生産的な議論が行われたと、議員と専門家で構成される審議機関の意義を強調している。<sup>(注26)</sup>他方で、トーマス・ラッヘル（Thomas Rachel）議員（キリスト教民主同盟・社会同盟）は、外部の専門家を含む常設の調査委員会の設置は連邦議会議事規則の想定外であり、もしそのような委員会が意見を提出すれば議会の決定を拘束し議員が独自の政策決定を行うことを妨げることになると警告した。<sup>(注27)</sup>

法案は、委員会報告どおり修正された法文により、連立与党と自由民主党の賛成多数をもって可決された。また、90年同盟・緑の党の動議及び左翼党の動議並びに自由民主党の動議について否決を求める委員会の議決勧告も、それぞれ可決された。最後に、生命倫理に関する議会顧問会議を設置する決議を求める連立与党の動議について表決が行われ、連立与党と自由民主党の賛成多数により可決された。

この法律は、5月18日に連邦参議院に送付され、委員会に付託された。6月8日、連邦参議院は両院協議会の開催を求めないことを確認した。その後、7月16日に大統領の署名を得て、7月19日に公布され、<sup>(注28)</sup>8月1日から施行された。

### III ドイツ倫理審議会法の内容

ドイツ倫理審議会法の立法趣旨は、①国家倫

理審議会に民主主義的正統性を付与すること、②連邦議会に生命倫理に関する審議機関を設置すること、③政策決定を補佐する審議機関と政策決定機関を明確に区別する（議員が審議機関のメンバーになることを認めない）こと、の3点にある。立法過程ではもっぱら③が争点となった。

結局のところ、新設されるドイツ倫理審議会<sup>(注29)</sup>は、国家倫理審議会を改組したものであることができる。設置法であるドイツ倫理審議会法の規定は、国家倫理審議会設置令の規定に酷似しており、これを基に起草されたものと思われる。

以下において、法案の提案理由書、<sup>(注30)</sup>主管委員会の議決勧告・報告書を参照しながら、各条の規定内容を紹介する。

#### 第1条 設置

専門家によって構成される独立の委員会として、ドイツ倫理審議会を設置する。法案の提案理由書には、ドイツ倫理審議会が国家倫理審議会の任務を引き継ぎ、国家倫理審議会は解散することが明記されている。

当初の法案では、「生命科学における倫理的諸問題の評価のための」審議会と限定されていたが、委員会修正において、この修飾句が削除され、より広汎な問題を扱うことを可能にした。

#### 第2条 任務

審議会は、生命倫理の諸問題に関して、以下の3つの役割を果たす。

##### ①国民的議論のフォーラム

公衆に情報を提供し、年1回以上の公開の催しにより、社会の様々な議論を目に見える形でまとめる。

##### ②連邦議会及び連邦政府のための政策助言機関

連邦議会の本会議及び主管委員会の発議に基づき、審議会は、連邦議会との対話や意見書の作成が求められる。また、連邦政府も意見書の

作成を求めることができる。ただし、審議会は純粋な助言機関であって、審議結果の扱いや対応を決定するのは、あくまでも政策決定者である連邦議会又は連邦政府である。なお、審議会は、独立の機関として、独自にテーマを選定し、意見を表明することもできる。

### ③国際的議論における国のプラットフォーム

諸外国の国レベルの生命倫理審議機関や生命倫理に関する国際機関に対して、ドイツを代表する機関として協力する。

## 第3条 地位

審議会及び各委員は独立であり、他から指示を受けない。委員は所属団体の代表としてでなく個人として任命される。

## 第4条 委員

委員の人数は、法案では24名とされていたが、審議会の目的規定の限定が外されたのに呼応して、26名に引き上げられた。委員の人数は、多様な学問領域と見解が代表されることを保障する規模であると同時に、合議機関として機能する規模を考えて定められている。

政治に対する助言と政治的決定を明確に区別するために、立法機関及び行政府に所属する者は審議会の委員になれないことが定められている。

## 第5条 任命手続

委員の任命手続は、ドイツ倫理審議会独特のものである。すなわち、連邦議会と連邦政府の双方に対し政策助言を行う任務を与えられていることから、その委員については、連邦議会と連邦政府の双方に同数の委員の推薦権が与えられている。連邦議会の特別調査委員会の任命手続から類推すると、連邦議会の推薦権は、議員数に応じて各会派に配分されるものと思われる。

この点に関し、野党は、政府与党は政府としての分を合わせて野党の2倍の推薦権を与えられることになる」と批判している。

他方で、委員の任命権は、連邦議会議長に与えられており、議会審議と政治的議論についてのドイツ倫理審議会の重要性が強調されている。

4年の任期は、国家倫理審議会と同じである。

## 第6条 運営方法

審議会の独立性に鑑みて、運営方法については会長及び会長代理の任期についてのみ規定するにとどめ、詳細は審議会の定める議事規則に委ねられている。なお、場合によっては外部の専門家の知識を借りることによって、学問的視野を広げることを可能にしている。

## 第7条 公開

法案では、自由で率直かつ独立した審議を保障するために、審議は原則として非公開とされていた。審議会は、意見書、勧告、報告書を公表し、少数意見もその中に含めることができることが定められているので、このことにより、審議結果の公開は十分保障されると考えられていたのである。しかし、国家倫理審議会の審議が公開されていたこともあり、この点が最も批判された。委員会審査において、法案は修正され、審議は原則公開、例外として非公開とすることができると改められた。

## 第8条 事務局

法案では、審議会を補佐する事務局は、委員の任命権者が議長であるのに対応して、連邦議会に設置されるとしていた。委員会修正において、連邦議会議長によって設置されるという規定に改められた。他方で、審議会の独立性に鑑みて、専門業務については審議会の会長の指示に服することとされている。

## 第9条 守秘義務

信頼に基づく率直な審議と共同作業を可能にするため、他の類似の審議機関と同様に、審議会委員と事務局職員は、守秘を義務づけられている。

## 第10条 費用

委員の独立性を保障するために委員は無給であるが、旅費及び経費に対する一括補償としての手当の支弁を受ける。審議会及び事務局の費用は連邦が負担すると定められており、法案の提案理由書によれば、連邦議会の予算の一部として経費が計上されることになっている。これにより、予算面でも透明性と議会の関与が確保されている。

なお、委員会の経費としては、国家倫理審議会と同じく、年間200万ユーロ(約3億3400万円)<sup>(注31)</sup>が予定されている。

## 第11条 施行

当初、国家倫理審議会は2007年6月末で解散し、7月からドイツ倫理審議会が発足すると言われていたが、予定より遅れて、法律の施行は8月1日からとなった。その事情は不明である。

## IV 倫理顧問会議の設置

このように新しいドイツ倫理審議会は、国家倫理審議会と比べて連邦議会の関与が格段に強められた。しかしながら、2つの議会期にわたり連邦議会に設置された特別調査委員会では、連邦議会議員が直接そのメンバーとして審議に参加することができた。この特別調査委員会と比べるなら、ドイツ倫理審議会は連邦議会議員にとっては、専門家しか審議に参加できない遠い存在である。議員の参加しない会議で重要な問題が討議されることに対して議員は強く反発した。90年同盟・緑の党及び左翼党の動議で提

案された「ドイツ連邦議会倫理委員会」の構想が与党である社会民主党の議員からも一定の支持を集めたこと、自由民主党がドイツ倫理審議会とは別に、議会内に「生命・医療倫理のための議会顧問会議」を設置する提案を行ったことは、このような議員の問題意識を反映したものと見ることができる。

前述のとおり、連邦教育研究相と連立与党の政策担当者は、2007年3月25日、「倫理顧問会議」を連邦議会に設置することで合意した。倫理顧問会議の設置は、法案には盛り込まれなかったが、法案の第2読会・第3読会に合わせて、設置の決議を求める動議<sup>(注32)</sup>が与党2会派から共同で提出され、その採択によって決定された。

この動議によれば、倫理顧問会議の概要は、以下のとおりである。

- ・連邦議会は、倫理の諸問題、特に生命科学における倫理の諸問題を扱う議会顧問会議（倫理顧問会議）を設置する。

- ・倫理顧問会議は、正委員9名及び代理委員9名で構成される。与党会派（キリスト教民主同盟・社会同盟、社会民主党）が3名ずつ、野党会派（自由民主党、左翼党、90年同盟・緑の党）が1名ずつ委員を出す。

- ・倫理顧問会議には、連邦議会議事規則の委員会に関する規定を適用する。倫理顧問会議の要望があれば、連邦政府の構成員1名がそのつど審議に参加する。

- ・倫理顧問会議には、ドイツ倫理審議会の議論を議会として注視し支援する仕事が委任される。倫理顧問会議の要望があれば、ドイツ倫理審議会の委員は、倫理顧問会議の審議に参加することができる。

- ・倫理顧問会議は、議会の他の委員会と協力して、国レベル及び欧州レベルでの関連の立法過程を追跡する。

- ・倫理顧問会議は、ドイツ倫理審議会に連邦議会の委託書を送付し、ドイツ倫理審議会から連



邦議会に送付される意見書（倫理審議会法第2条第3項）を受理する。

- ・倫理顧問会議は、連邦議会に送付される報告書（倫理審議会法第2条第4項）を受理する。

- ・倫理顧問会議は、ドイツ倫理審議会の意見書及び報告書を審査し、議会における討議の準備を行う。これについて公聴会を開催すること、内容に関する勧告を行うこと又は内容に関する議決を行うことは、任務に含まれない。

- ・倫理顧問会議は、定期的に、ドイツ倫理審議会から審議の進展及び会議の結果についての情報を与えられる。

- ・倫理顧問会議は、連邦議会に対し、2年に1回以上、その活動についての報告を提出する。

この倫理顧問会議は、通常の委員会と異なり、公聴会を開催することも、勧告や議決を行うこともできない。ドイツ倫理審議会に意見書の作成を委託する権利もない。そのため、野党からは、ドイツ倫理審議会と連邦議会との間の文書のやり取りを担当する「郵便配達人」、ドイツ倫理審議会から受理した文書を読む「読書会」などと酷評されている<sup>(注33)</sup>。

## V 展望

ドイツ倫理審議会法は2007年8月1日から施行されたが、8月末現在、ドイツ倫理審議会はまだ発足していない。他方、国家倫理審議会は、7月16日、胚性幹細胞研究に関する意見書を公表した<sup>(注34)</sup>。胚性幹細胞研究の問題で始まった国家倫理審議会は、最後も胚性幹細胞研究の問題で幕を閉じることになった訳である。

すなわち、振り返ってみると、胚性幹細胞研究についての検討は、次のような経過をたどった。2001年11月に連邦議会の「現代医療の法と倫理」特別調査委員会が、「幹細胞研究」に関する中間報告書<sup>(注35)</sup>において、多数意見としては胚性幹細胞の輸入に反対であることを明らかにした

のに対し、国家倫理審議会は、同年12月に「ヒト胚性幹細胞の輸入について」と題する意見書<sup>(注36)</sup>において、その輸入を認めるべきであるとする見解を発表した。

連邦議会は、2002年1月30日、特別調査委員会の中間報告書を基に幹細胞研究に関する討議を行い、ヒトの胚性幹細胞の輸入と樹立を原則として禁止し、ごく限られた場合にのみ輸入を認めることを内容とする動議<sup>(注37)</sup>を採択した<sup>(注38)</sup>。さらに、2002年4月25日に、この動議に沿った内容の「幹細胞法案」<sup>(注39)</sup>を可決した。連邦参議院も5月31日に同意し、「幹細胞法」<sup>(注40)</sup>は、6月29日に公布、7月1日から施行された。こうして、胚性幹細胞の輸入に関しては、2002年1月1日より前に採取されたものでなければ認められないこと<sup>(注41)</sup>（基準日による規制）が明確化された。

胚性幹細胞研究の自由化を求める研究者の聲が高まるなかで発表された国家倫理審議会の最後の意見書では、幹細胞法の改正により、基準日による規制を廃止し個別審査を導入するとする意見が多数を占めた。国家倫理審議会は、ドイツ倫理審議会の発足前に、最後の影響力を行使しようとしたようにも見える。

連邦議会における討論でも繰り返し述べられているように、生命倫理は各議員が自分で判断を下さなければならない問題である。政策助言機関の役割はあくまでも判断の基礎となる正確な情報提供にあり、決定を下すのは議会である。今回の政策助言機関の再編によって創設されたドイツ倫理審議会がうまく機能するのか、政策助言機関と政策決定機関の役割分担と協力関係のあり方を含めて、注目されるところである。

## 注

\* インターネット情報は2007年8月31日現在である。

(1) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/3011.

(2) Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages  
（ドイツ連邦議会議事規則）第56条（特別調査委員

- 会)による。
- <[http://www.bundestag.de/parlament/funktion/gesetze/go\\_btg/index.html](http://www.bundestag.de/parlament/funktion/gesetze/go_btg/index.html)>
- (3) *Schlussbericht der Enquete-Kommission „Recht und Ethik der modernen Medizin“* (Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/9020). 邦訳は、松田純監訳『人間の尊厳と遺伝子情報：ドイツ連邦議会審議会答申』(現代医療の法と倫理(上))知泉書館、2004及び松田純監訳『受精卵診断と生命政策の合意形成：ドイツ連邦議会審議会答申』(現代医療の法と倫理(下))知泉書館、2006。
- (4) 松田純『遺伝子技術の進展と人間の未来—ドイツ生命環境倫理学に学ぶ—』知泉書館、2005, pp. 150-154.
- (5) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/464. 自由民主党は動議の提出に加わず委員会設置に反対した。
- (6) 松田 前掲書、p.154, 注(3).
- (7) 同上、p.154-155.
- (8) Deutscher Bundestag, “Enquete-Kommission „Ethik und Recht der modernen Medizin“ übergibt Bericht „Über den Stand der Arbeit“ an Bundestagspräsident Wolfgang Thierse”, *Pressemitteilung*, 1. September 2005.
- <[http://webarchiv.bundestag.de/archive/2007/0108/parlament/gremien/kommissionen/archiv15/ethik\\_med/pressemitteilungen/2005-09-01.pdf](http://webarchiv.bundestag.de/archive/2007/0108/parlament/gremien/kommissionen/archiv15/ethik_med/pressemitteilungen/2005-09-01.pdf)>
- (9) 正式名称は Gesetz zum Schutz von Embryonen (Embryonenschutzgesetz-ESchG vom 13. Dezember 1990, *BGBI.*, I, 1990, S.2746. 邦訳及び解説として、齋藤純子「ドイツ 胚保護法」『外国の立法』30巻3号、1991.5, pp.99-107参照。
- (10) 2001年5月2日の内閣令。Einrichtung eines Nationalen Ethikrates, Kabinettdvorange vom 25. April 2001.
- <[http://www.ethikrat.org/ueber\\_uns/einrichtungserlass.html](http://www.ethikrat.org/ueber_uns/einrichtungserlass.html)>
- (11) Geschäftsordnung.
- <[http://www.ethikrat.org/ueber\\_uns/geschaeftsordnung.html](http://www.ethikrat.org/ueber_uns/geschaeftsordnung.html)>
- (12) 松田 前掲書、pp.155-160及び国家倫理審議会ウェブサイト。
- <<http://www.ethikrat.org/index.html>>
- (13) Nationaler Ethikrat, *Tätigbericht*, August 2003, S.24 ; *ibid.*, März 2006, SS.15-16.
- <[http://www.ethikrat.org/ueber\\_uns/jahresberichte.html](http://www.ethikrat.org/ueber_uns/jahresberichte.html)>
- (14) Gesa von Lesen, “Die Politik benötigt dringend den Rat von Experten”, *Das Parlament*, Nr.10, 6. März 2006.
- (15) “Schavan will Ethikrat legitimieren Forschungsministerin will Gremium grundlegend verändern”, *Die Tagespost*, 14. Februar 2006.
- <[http://www.die-tagespost.de/Archiv/titel\\_anzeige.asp?ID=21012](http://www.die-tagespost.de/Archiv/titel_anzeige.asp?ID=21012)>
- (16) Ulrike Baureithel, “Am Ende muss das Parlament entscheiden”, *Das Parlament*, Nr.8-9, 20. Februar 2006 ; Gesa von Lesen, *op. cit.* (14).
- (17) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Pressemitteilung*, 124/2006, 12. Juli 2006.
- <<http://www.bmbf.de/press/1838.php>>
- (18) 提出された法案は Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/2856.
- (19) 例えば、法案の第1読会でのウラ・ブルヒャルト (Ulla Burchardt) 議員 (社会民主党) の発言。Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/63, 9. November 2006, S.6134.
- (20) 90年同盟・緑の党の動議は Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/3199、左翼党の動議は Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/3277である。
- (21) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/3289.
- (22) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/5136, S.7及び Sandra Ketterer, “Politiker dürfen nicht rein”, *Das Parlament*, 30. April 2007による。ランメルト議長は法案の第1読会においてキリスト教民主同



- 盟・社会同盟の一議員として発言し、修正すべき3点を指摘していた。Deutscher Bundestag, *op. cit.*(19), S.6131. 修正は議長の見解に沿ってなされている。
- (23) “Einigkeit über Ethikrat”, *Süddeutsche Zeitung*, 26. März 2007. S.6.
- (24) Deutscher Bundestag, *op. cit.* (22).
- (25) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/5128.
- (26) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/94, 26. April 2007, S.9603.
- (27) *ibid.*, S.9602.
- (28) *BGBI.*, I, 2007, S.1385.
- (29) Deutscher Bundestag, *op. cit.* (18).
- (30) Deutscher Bundestag, *op. cit.* (22).
- (31) 報告省令レート（平成19年9月分）に基づき、1ユーロ＝167.14円として換算。
- (32) Deutscher Bundestag, *op. cit.* (25).
- (33) 例えば、ラインハルト・ロスケ（Reinhard Loske）議員（90年同盟・緑の党）の発言。Deutscher Bundestag, *op. cit.* (26), S.9606.
- (34) Nationaler Ethikrat, *Stellungnahme : Zur Frage einer Änderung des Stammzellgesetzes*, 16. Juli 2007.  
<[http://www.ethikrat.org/stellungnahmen/pdf/Stn\\_Stammzellgesetz.pdf](http://www.ethikrat.org/stellungnahmen/pdf/Stn_Stammzellgesetz.pdf)>
- (35) *Zweiter Zwischenbericht der Enquete-Kommission Recht und Ethik der modernen Medizin : Teilbericht Stammzellforschung* (Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7546).
- (36) Nationaler Ethikrat, *Stellungnahme : Zum Import menschlicher embryonaler Stammzellen*, Dezember 2001.  
<[http://www.ethikrat.org/stellungnahmen/pdf/Stellungnahme\\_Stammzellimport.pdf](http://www.ethikrat.org/stellungnahmen/pdf/Stellungnahme_Stammzellimport.pdf)>
- (37) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/8102.
- (38) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 14/214, 30. Januar 2002, SS.21193-21275.
- (39) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/8394.
- (40) 正式名称は Gesetz zur Sicherstellung des Embryonenschutzes im Zusammenhang mit Einfuhr und Verwendung menschlicher embryonaler Stammzellen (Stammzellgesetz-StZG) vom 28. Juni 2002, *BGBI.*, I, 2002, S.2277.
- (41) 齋藤純子「ドイツ 幹細胞法の施行（海外法律情報）」『ジュリスト』No.1231, 2002,10.1, p.135及び松田 前掲書、pp.5-41参照。
- (42) 例えば、モニカ・クノッヘ（Monika Knoche）議員（左翼党）の発言。Deutscher Bundestag, *op. cit.* (19), S.6136；イルゼ・アイグナー（Ilse Aigner）議員（キリスト教民主同盟・社会同盟）の発言。Deutscher Bundestag, *op. cit.* (26), SS.9607-9608.
- （さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室）

2007年7月16日の  
ドイツ倫理審議会を設置するための法律  
(倫理審議会法)  
Gesetz zur Einrichtung eines Deutschen Ethikrats  
Vom 16. Juli 2007  
(連邦法律公報第 I 部1,385頁)

齋藤 純子訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

**第 1 条 ドイツ倫理審議会の創設**

「ドイツ倫理審議会 (Deutscher Ethikrat)」  
という名称を有する独立の専門家の審議会を  
創設する。

**第 2 条 任務**

- (1) ドイツ倫理審議会は、倫理的、社会的、自然科学的、医学的及び法的諸問題、並びに特に生命諸科学の分野での研究及び発展並びにその人間への応用との関連において生じる個人及び社会への予測される結果を注視する。その任務には特に以下の各号に掲げる事項が含まれる。
1. 公衆に情報を提供すること及び様々な社会集団を関与させて社会における議論を促進すること。
  2. 政治的及び立法的行動のために意見及び勧告を起草すること。
  3. 外国の国の倫理審議会及びこれに相当する機関並びに国際機関と協力すること。
- (2) ドイツ倫理審議会は、特に生命諸科学の領域における倫理的諸問題について年 1 回以上公開の催しを実施する。さらに、ドイツ倫理審議会は、その他の公開の催し、聴取及び公開の会議を実施することができる。
- (3) ドイツ倫理審議会は、自らの決定に基づき又はドイツ連邦議会若しくは連邦政府の委託

を受けて、その意見を起草する。ドイツ倫理審議会は、その意見を公表の前に知らせるためにドイツ連邦議会及び連邦政府に送付する。

- (4) ドイツ倫理審議会は、各暦年終了時にその活動及び社会の議論の現状についてドイツ連邦議会及び連邦政府に文書により報告する。

**第 3 条 地位**

ドイツ倫理審議会は、その活動においては独立であり、この法律に基づく任務のみに拘束される。ドイツ倫理審議会の委員は、その職を個人としてかつ独立して執行する。

**第 4 条 委員**

- (1) ドイツ倫理審議会は、特に自然科学、医学、神学、哲学、倫理、社会、経済及び法律の利益を代表する26名の委員によって構成される。その委員には、これらの学問分野の学者が含まれ、さらに、特に生命諸科学の倫理的問題に詳しいと認められた人が含まれる。
- (2) ドイツ倫理審議会においては、様々な倫理的傾向及び多様な意見の諸相が代表されているものとする。
- (3) ドイツ倫理審議会の委員は、連邦及び州の立法機関並びに連邦政府及び州政府のいずれにも所属することは許されない。

**第 5 条 委員の任命及び任期**

- (1) ドイツ連邦議会議長は、ドイツ倫理審議会の委員を、ドイツ連邦議会の推薦又は連邦政府の推薦に基づいて、それぞれ半数ずつ任命する。
- (2) 委員は、4年の任期で任命される。再任は、1回に限り可能である。
- (3) 委員は、ドイツ連邦議会議長に対しドイツ倫理審議会委員の辞任をいつでも文書により表明することができる。委員が任期満了前に辞任する場合、新委員が4年の任期で任命される。この場合、新委員の任命は、辞任する委員を第1項の規定により推薦した機関の推薦に基づいて行われる。

#### 第6条 運営方法

- (1) ドイツ倫理審議会は、秘密選挙により4年の任期で会長及び会長代理を互選する。再任は、1回に限り可能である。
- (2) ドイツ倫理審議会は、その議事規則を定める。
- (3) ドイツ倫理審議会は、作業部会を設置し、又は第三者に鑑定書を作成させることができる。

#### 第7条 公開

- (1) ドイツ倫理審議会の審議は公開である。ただし、非公開で審議を行い、非公開の審議の結果を公開することもできる。
- (2) ドイツ倫理審議会は、その意見、勧告及び報告を公表する。
- (3) 起草の際に異なる見解を有する委員は、意

見、勧告又は報告においてこれを表明することができる。

#### 第8条 事務局

ドイツ倫理審議会は、その任務の遂行の際に事務局の支援を受ける。事務局は、ドイツ連邦議会議長によって設置される。事務局は、専門に関してはドイツ倫理審議会会長の下に置かれる。

#### 第9条 守秘義務

ドイツ倫理審議会の委員及びその事務局に所属する者は、非公開の審議及びドイツ倫理審議会が秘密指定した審議資料について守秘を義務付けられる。ドイツ倫理審議会に提出され、かつ、秘密指定された情報も、守秘義務の対象となる。

#### 第10条 費用

- (1) ドイツ倫理審議会の委員は、包括手当及び連邦旅費法に規定する旅費の弁償を受ける。包括手当の額は、ドイツ連邦議会議長が定める。
- (2) ドイツ倫理審議会及びその事務局の費用は、連邦が負担する。

#### 第11条 施行

この法律は、2007年8月1日から施行する。

(さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室)